

富士山エコレンジャー等設置要綱

ふじさんネットワーク
平成 18 年 7 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 富士山憲章の周知及び定着並びに富士山の豊かな自然環境の保全及び継承を図るため、富士山エコレンジャー及び富士山エコサポーター（以下「エコレンジャー等」という。）を置く。

(活動内容)

第 2 条 エコレンジャー等は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 来訪者に対するマナー啓発及び自然解説等の情報提供
- (2) 動植物の保護とその情報収集
- (3) その他第 1 条の目的を達成するために必要な活動

(活動の実施)

第 3 条 第 2 条の活動を行うに当たっては、安全面を考慮して原則 2 名以上で行動するものとする。ただし、富士山エコサポーターが活動する場合は、必ず富士山エコレンジャーに随行するものとする。

- 2 エコレンジャー等はふじさんネットワークによりボランティア保険に加入するものとする。
- 3 エコレンジャー等の活動は無報酬とする。

(連絡会の設置)

第 4 条 エコレンジャー等の資質向上と円滑な活動の推進を図るため、富士山エコレンジャー連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(幹事)

第 5 条 連絡会に次の幹事を置く。

- (1) 代表幹事 1 名
 - (2) 幹事 若干名
- 2 代表幹事、幹事は、富士山エコレンジャーの中から、第 7 条第 1 項で規定する総会において選任する。

(幹事の任務)

第 6 条 代表幹事は、連絡会を代表する。

- 2 幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(機関)

第 7 条 連絡会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第8条 総会は、毎年6月頃及び幹事が必要と認めた場合に開催し、エコレンジャー等の過半数の出席をもって成立し、次の事項を審議・議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 幹事の選出に関する事。
- (3) 活動計画及び活動報告に関する事。
- (4) エコレンジャー等の登録等に関する事。
- (5) その他代表幹事が必要と認めた事項

2 総会の議長は、代表幹事又は幹事が務める。

3 総会の決議は出席した富士山エコレンジャーの議決権の過半数をもって行う。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事が必要と認めた場合に幹事の出席により開催し、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第10条 連絡会に、事務処理を執り行うための事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、静岡県くらし・環境部環境局自然保護課が務める。

附 則

平成18年 7月25日施行

平成22年 6月 3日改定

平成23年 7月 2日改定

平成25年 6月15日改定

平成29年 2月23日改定

平成30年 5月25日改定